

平成25年度 共同募金助成募集要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、島根県共同募金会邑南町共同募金委員会（以下「委員会」という。）配分要綱第2条2項（1）について必要事項を定める。

（目的）

第2条 邑南町内の地域福祉・社会福祉にかかわる様々な主体が住みよい地域づくりのために取り組む活動に対し助成を行うことにより、「自分らしく いきいきと暮らせる 支えあいのまちづくり」を推進することを目的とする。

（募集の期間）

第3条 募集の期間は、平成24年5月1日（火）から、平成24年6月30日（金）までとする。

（申請活動の実施期間）

第4条 活動の期間は、平成25年4月1日（日）から、平成26年3月30日（日）までとする。

（対象団体）

第5条 助成の対象は、「委員会配分要綱」及び「委員会配分基準」に定める要件を満たす以下に掲げる団体・グループ等とする。

- （1） 地域福祉に取り組む、または始めようとする社会福祉法人、NPO法人等
- （2） 福祉意識の啓発・向上等、社会福祉の増進を目的として活動する、児童、青少年、母子寡婦、障がい者、難病等の関係者で構成された福祉団体
- （3） 自立・社会参加・機能回復等を目的として活動する、身体・知的・精神障がい等の障がいや難病のある当事者やその家族、ボランティア等で構成された団体
- （4） 地域福祉を進め、または始めようとする地域の団体・ボランティア活動グループ等

（対象活動）

第6条 助成の対象となる活動は、邑南町内の地域福祉・社会福祉にかかる様々な主体が多種多様化する課題を解決し、住みよい地域社会づくりに寄与するために取り組む地域福祉活動であり、以下の条件を満たす活動とする。

- （1） 複数年度の計画性を有すること
- （2） 邑南町全体又は対象地域全体を対象とした取り組みであること

（対象経費）

第7条 助成金の対象となる経費は、関係者が配分対象活動の実施に必要な経費とし、以下に掲げるものと

する

- | | | | |
|-------------|--------------|-------------|---------------|
| (1) 講師謝金 | (2) 旅費交通費 | (3) 会議費 | (4) 物品・材料等購入費 |
| (5) 食材料等購入費 | (6) 機材等借り上げ料 | (7) 車両借り上げ料 | (8) 消耗品費 |
| (9) 通信運搬費 | (10) 委託費 | (11) 損害保険料 | (12) 印刷製本費 |
| (13) その他 | | | |

(助成限度額)

第8条 助成限度額は、1活動につき上限を50,000円とする。但し、同一団体による複数申請は認めないものとする。

(助成の申請)

第9条 助成を受けようとするものは、募集期間までに「助成申請書」(様式第1号)と必要な書類を添付し委員会に提出する。

(審査)

第10条 島根県共同募金会邑南町共同募金委員会会長(以下「委員会会長」という。)は、前条の助成申請があったときは必要に応じて調査を行い、審議会に諮ったうえ助成の可否について決定し、申請団体に「助成内定通知書」(様式第2号)にて通知する。

(助成額の確定)

第11条 助成が決定した団体への助成額の決定は、島根県共同募金会から本会に地域配分額(B配分)の決定があった後、「助成決定通知書」(様式第3号)にて通知する。

(助成金の請求)

第12条 助成が決定団体は、前項の通知を受け助成金を受けようとするときは、「助成金請求書」(様式第4号)を委員会へ提出する。

(助成金の交付)

第13条 委員会は、第11条による「助成金請求書」(様式第4号)を受理した場合は、その内容が適正であることを確認の上助成金を交付する。

(活動内容の変更)

第14条 助成を受ける団体は、やむを得ざる事情により、以下のいずれかに該当する場合には、事前に「助成変更申請書」(様式第5号)を提出し、委員会の承認を得るものとする。

- (1) 助成額を変更するとき。
- (2) 経費科目間の10,000円を超える流用をするとき。

- (3) 活動内容の変更（軽微な変更を除く）をするとき。
- (4) 活動を中止、又は廃止するとき。

（完了報告）

第15条 助成を受けた団体は、事業完了後直ちに「助成実績報告書」（様式第7号）に支出を証明する書類を添付して、委員会へ提出する。但し、年度末に完了する事業については、4月末までとする。

（助成金の返還）

第16条 委員会会長は、次の各号いずれかに該当する場合、助成金の全額又は一部の返還を請求することができる。但し、特別の事情があると認められたときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を対象活動及び経費以外に使用したとき。
- (3) 助成対象活動が縮小、中止もしくは継続不能となり、又は実施期間内に完了できないとき。
- (4) 十分な活動成果が上げられなかったと判断される時。
- (5) 助成対象活動の終了時において、活動実績が交付金額を下回ったとき。
- (6) 実績報告書を提出しなかったとき。

（公表）

第17条 助成が決定した団体は、助成決定を受けた時点で、次の各号に該当する事項について「委員会他、関係機関ホームページ、広報誌（以下「広報等」という。）により一般に公開する。

- (1) 助成を受けた活動名及び活動内容
- (2) 助成を受けた団体名及び所在地
- (3) 助成決定額
- (4) その他、委員会会長が必要と認める事項。

（その他）

第18条 この事項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、委員会会長が別に定める。

付則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。